

医政メモ Q&A

新サービス貿易協定 (TiSA) について

TPP交渉は難航していますが、TPP以上に日本の医療にも脅威である「新サービス貿易協定 (TiSA : Trade in Services Agreement)」という新たな交渉が現在行われています。しかし、TiSAの内容、是非についてはマスコミをはじめほとんど取り上げられず、国民には情報が伝わっていないのが現状です。

Q : サービス貿易とは何か？

A : サービス貿易とは、モノ以外の目に見えないサービスの貿易のことです。サービスを何らかの方法により日本以外の業者を利用して受けた場合に、サービス貿易が行われたことになるのです。現在では世界の貿易 (輸出額) に占めるサービス貿易の割合は約20%にまで達しています。

Q : GATSとサービス貿易の分野と形態の分類とは？

A : サービス貿易を促進するための安定的基盤を提供するため、サービス貿易についての規律を定めたものが、「世界貿易機関 (WTO) を設立するマラケシュ協定 (通称WTO設立協定)」の一部として1995年に発効した「サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)」です。

GATSにおける貿易の12分野としては、
実務 (自由職業や研究、開発、不動産など)
通信 (郵便、通信、音響映像など) 建設
及び関連のエンジニアリングサービス 流通
教育 環境 (汚水や廃棄物処理など含む)
金融 (保険、銀行など) 健康関連及び社会
事業サービス (病院を含む) 観光及び旅行
に関連するサービス 娯楽、文化及びス

ポーツのサービス (通信社、図書館など含む) 運送 いずれにも含まれないその他のサービスの領域があります。

また、サービスの貿易の形態を以下の4つに分類しています。ある国のサービス事業者が、自国に居ながらにして外国にいる顧客にサービスを提供する場合 (越境取引 = 第1モード) ある国の人が、外国に行った際に現地のサービス事業者からサービスの提供を受ける場合 (国外消費 = 第2モード) ある国のサービス事業者が、外国に支店・現地法人などの拠点を設置してサービスの提供を行う場合 (拠点の設置 = 第3モード) ある国のサービス事業者が、社員や専門家を外国に派遣して、外国にいる顧客にサービスを提供する場合 (自然人の移動 = 第4モード)

Q : 新サービス貿易協定TiSAとは？

A : 新サービス貿易協定TiSA (Trade in Services Agreement) は、WTOに加盟する有志諸国と地域によって、サービス貿易のさらなる自由化を目的とし2013年6月に交渉が始まった新たな協定です。日本も積極的に参加しています。

Q : 新サービス貿易協定TiSAの参加国は？

A : 現在、TiSA交渉の参加国・地域は、23か国・地域になります。EU各国を含めると49か国になり、以下の通りです。日本、米国、EU、カナダ、豪州、韓国、香港、台湾、パキスタン、ニュージーランド、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、パラグアイ、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン。

Q：新サービス貿易協定TiSAに至る経緯と背景は？

A：1995年にWTOが設立・発足して、サービス貿易に関する初めての多国間協定であるサービスの貿易に関する一般協定（GATS）が発効されました。しかし2001年から始まったドーハ・ラウンド交渉が2008年以降に停滞したことから、発効後18年が経過したGATS以上のサービス貿易の自由化を実現するための協定が必要との認識が有志国において醸成され、2013年6月にWTOの有志国・地域による「新サービス貿易協定TiSA」の共同発表がなされました。この協定は、米国を中心とした多国籍企業と企業ロビイストの主導で推進されてきたもので、ドーハ・ラウンドとは別の取り組みです。

Q：日本のTiSA交渉参加の意義は？

A：日本も現在、TiSAの本格的な交渉段階に入っていて、締結済みもしくは交渉中の全てのEPA・FTAの成果を取り入れた21世紀にふさわしい先進的な新協定の策定を目指しています。TiSAの意義については、サービス貿易の実状に合った多国間のルール改定が必要であり、経済大国である日本にとってサービス貿易は「攻め」の分野であり、成長戦略として、諸外国の規制緩和等の自由化を通じ日本のサービス産業の海外展開を促進するとともに、消費者の利益の向上により、日本経済の強化に資することをめざすこととされています。

Q：TiSAと医療サービスについては？

A：TiSAは、「交渉対象から特定分野をあらかじめ除外せず、範囲において包括的であるべき」「現行のルールを新しく強化すること」などで、交渉参加国・地域の間では意見が一致していることから、グローバルな事業展開が進んでいる保険分野はもちろん、医療分野のサービスも含まれています。医療に関するサービス貿易については、WHO、WTO、

世界銀行が、前述のサービス貿易形態の分類に対応して以下の4つに分類しています。

越境取引として、遠隔医療（診断、読影などを含む） 国外消費として、医療ツーリズム（受療を目的とした自発的な渡航）、引退後の人々を対象とした医療サービス付き住居、外国人居住者への医療、救急医療（例えば、海外旅行中の事故） 病院・診療所または医療関連施設への外国人の参加、もしくはそれらの所有（例えば、出資、技術提携、ジョイントベンチャー事業など） 業務としての医療提供を目的とした医師および医療専門職の移動

Q：新サービス貿易協定TiSAの問題点は？

A：TPPでも懸念されていた非関税分野への影響が最大の問題です。つまり医療や保険、電気・ガス・水道、教育などの基本的公共的サービスの分野でも、徹底したサービス貿易の自由化が求められ、多国籍企業が買収しやすい環境となってしまいます。そしてTPPでも問題視されていた、様々な義務が生じるのです。たとえば、「最恵国待遇」のために、サービスに関して加盟国の間では、互いに平等・無差別に扱われ、与えられた最も有利な待遇をすべての加盟国のサービス提供者に与えなければなりません。そして「内国民待遇」により、他の加盟国に対して、自国の同種のサービスの待遇より不利でない待遇を与えなければなりません。また、市場アクセスにも義務があり、約束を行った分野については、サービス提供者の数、取引総額または取引資産、直接関係する自然人の総数、事業体の形態、外国資本の参加などの制限は行ってはなりません。さらに、TPPと同様に「ラチェット条項（将来にわたって自由化・規制緩和を固定する条項）」や、「スタンダードスタイル条項（現行の自由化・規制緩和水準を一律に凍結する条項）」があり、一度決まった規制緩和や自由化も再び戻すこともできなくなります。つまり公共サービスの民営

化をして、国民に多大な不利益が生じても戻すことは不可能となります。

Q：TiSAの今後については？

A：TiSAはTPPにも劣らない徹底した秘密主義で交渉は進められ、TiSAの発効日から5年間は秘密扱いとなるといわれていますし、現在知り得る情報は限られたものしかありません。医療の営利産業化につながりかねないTiSA交渉の進展について私たちは注視して、TPPと同様に反対を表明していかなければなりません。日医総研の坂口一樹氏は

ワーキングペーパーで、TiSAは、TPPに次いで米国政府が放ってきた“第二の矢”と捉えるべきであり、それが日本の医療に与える影響についても述べていますので参考にしてください。

参考文献

米国政府2014版『通商政策アジェンダ』とTiSA：医療界はTPPに続く米国の“第二の矢”に備えよ．坂口一樹．日本医師会総合政策研究機構 2014．

(政策部長 松村 茂樹)